

運行管理者資格証の再交付・訂正手続き

(埼玉運輸支局で行っている手続き方法です。他の運輸支局でのお手続きは方法は各運輸支局にお問い合わせください。)

1. 運行管理者資格者証の再交付・訂正手続き(申請先は資格者証を発行した運輸支局になります)

(1) 運行管理者資格者証の番号の確認

① 資格者番号は「関埼」から始まること。(必須)

(「関」は関東運輸局(運輸局名)を、「埼」は埼玉運輸支局(運輸支局名)を示しています。

「関埼」以外はお手続きできません)

② 資格者証番号が「不明」の場合は下記7. にお問い合わせください。

(当支局で交付した運行管理資格者証のみの回答になります。

他支局等で交付した運行管理資格者証については当支局では確認できませんのでご了承ください)

2. 再交付申請時に必要な書類

(1) 再交付・訂正を申請するための申請書(貨物用、旅客用)

(2) 収入印紙270円

(3) 本人確認出来る物(免許証、健康保険証などの写し)

: 婚姻などで氏名が変更になった場合は、変更事由が確認できるもの戸籍謄本等が必要です。

(4) 申請理由の4 亡失以外は、資格者証原本の返納が必要です。

(5) 返却誓約書(亡失で再交付申請の方のみ)

3. 訂正申請時に必要な書類

(1) 再交付・訂正を申請するための申請書(270円の収入印紙は不要)

(2) 本人確認出来る物(免許証、健康保険証などの写し)

: 婚姻などで氏名が変更になった場合は、変更事由が確認できるもの戸籍謄本等が必要です。

(3) 訂正を要する資格証の原本

4. 再交付・訂正申請及交付(受け取り)方法

(1) 申請及び交付(受け取り)ともに郵送の場合

① 上記2. 又は3. の書類に必要事項を記載し漏れが無いか確認する。

② 資格者証(A4サイズ)が入る返信用封筒とA4のクリアファイルを用意する。

③ 返信用封筒には450円切手を貼り、送り先を明記する。

④ 上記①～③を同封の上、下記7. あてに郵送して下さい。

(2) 申請及交付(受け取り)ともに支局窓口の場合

① 上記2. 又は3. の書類を窓口へ提出(受付時に交付日を記載した控えを渡します。)

② 交付日以降に控えを支局窓口へ持参し、資格者証の交付を受けて下さい。

(3) 郵送で申請し、当支局の窓口で交付(受け取り)場合

① 上記2. 又は3. の書類に必要事項を記載し漏れが無いか確認する。

② 郵送する際に、窓口交付希望の旨を明記したメモなどを同封する。

(受け取りには、2週間程度かかります。電話でご確認ください。)

③ 上記①～②を同封の上、下記7. あてに郵送して下さい。

(4) 支局窓口で申請し、交付後、郵送で受け取る場合

上記2. 又は3. の書類及び資格者証(A4サイズ)が入る返信用封筒に宛先記入し

450円切手貼付とクリアファイルを持参する。

5. 交付までの期間

申請を受理してから、交付までは約2週間程度かかります。

(支局の窓口へ直接お持ちになっても当日の交付はできません。)

6. 申請書の入手方法

埼玉運輸支局のホームページ(http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_saitama/index.html)

より「自動車の整備」→「運行管理者・整備管理者、事故報告」→「運行管理者関連」

より該当する申請書を入手して下さい。

7. 郵送・お問い合わせ先

〒331-0077 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2

国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局 保安担当

Tel 048-624-1835 保安担当「3」